あおば

高齢者福祉保健サービスガイド

- ■相談窓口
 - 介護保険外サービス
 - ■住まい
 - ■生活のサポート
 - ■認知症
 - ■権利擁護
 - ■各種減免

目次

● 相談窓口····································
●青葉区高齢・障害支援課 ●青葉区社会福祉協議会●地域ケアプラザ・地域包括支援センター ●区役所特別相談
● 介護保険外サービス
●訪問理美容サービス ●高齢者 紙おむつの給付 ●あんしん電話 ●食事サービス
● 住まい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 ●高齢者施設・住まいの相談センター ●横浜市居住支援協議会 ●高齢者住替え促進事業 ●公営住宅 ●高齢者向け優良賃貸住宅 ●有料老人ホーム ●軽費老人ホーム
■ 生活のサポート
●横浜市敬老特別乗車証(敬老パス) ●濱ともカード ●青葉ふれあい見守り事業
■ 認知症
●認知症の相談窓口●もの忘れ相談●青葉区認知症高齢者安心ネットワーク認知症高齢者等見守りシール事業●介護者のつどい●認知症カフェ●認知症サポーター養成講座
■ 高齢者の権利擁護20
●成年後見制度 ●青葉区社協あんしんセンター ●ライフ 100 BOOK ●青葉区版エンディングノート ●もしも手帳
● 各種減免
●おむつ代の医療費控除●介護サービスの医療費控除●所得税の障害者控除●粗大ごみ処理手数料の減免●ごみの持ち出し収集●水道料金・下水道料金の減免

凡例 ▶ ★★ ··· 対象者 **詳** ··· 費用 **申** ··· 申込先 **窓** ··· 窓□







相談窓口

- 青葉区高齢・障害支援課
- 青葉区社会福祉協議会
- 地域ケアプラザ・地域包括支援センター
- 区役所特別相談

青葉区高齢・障害支援課

■福祉保健の相談や、介護保険の要介護認定申請の受付、介護保険外サービスの情報提供などを行っています。

青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区高齢・障害支援課 高齢・障害事務係 2階 34番窓□ 図 978-2445 ■ 978-2427



8:45~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)

青葉区社会福祉協議会

●「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という理念のもとに、地域の方々や関係機関とともに協力し合いながら活動を行っています。

青葉区市ケ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 「ふれあい青葉」内 図 972-8836 ■ 972-7519



8:45 ~ 17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)

地域ケアプラザ・地域包括支援センター

- ※受付時間は社会情勢等により変更する可能性があります。詳しくは各窓口にご確認ください。
- 誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせる 地域をつくっていくための拠点です。地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等 を総合的に提供する施設です。
- ●来所相談される際は、事前にお電話等でご連絡ください。

地域ケアプラザの4つの機能

① 地域活動・交流

地域の皆さんの福祉・保健活動等の支援や 交流の場として、多目的ホール等の各部屋 をご利用いただけます。ケアプラザ主催に よるイベントや講座も開催しています。子 育てや障害児・者の相談受付や情報提供も しています。

2 生活支援体制整備

地域に必要な取組をコーディネーターを介し、地域の方々や民間企業などと連携し、 推進します。

3 福祉・保健の相談、支援 (地域包括支援センター)

地域の身近な相談窓口として、保健師または看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど専門スタッフを配置しています。

▶ 実施していること

- (1) 介護予防を進めます。
- (2) 介護保険のほか、生活全般にわたって 幅広い相談に応じます。
- (3) 虐待の防止、悪質な訪問販売等による 消費者被害防止など、高齢者の権利を 守ります。
- (4) 地域ボランティアの支援やケアマネジャーのネットワークづくり、医療機関との連携を進めます。

4 福祉・保健サービス

高齢者デイサービス、障害児を支援するサービスなど、地域のニーズにあったさまざまな福祉・保健サービスを提供します。

※提供するサービスは各地域ケアプラザによって 異なります。ご利用については直接お申し込み ください。



















7 988 − 0305 (Fax 985 − 1588)

日·祝日 9:00~17:00

対象 青葉台1~2丁目、桜台、若草台 地域 榎が丘

月一土

 $9:00 \sim 18:00$

(休館日: 年末年始・毎月第1月曜日)







区役所特別相談

▶各専門相談員による特別相談を実施しています。



無料

- 窓口または電話でお受けいたします。
 - 各専門相談員の職務、業務等が法律で決められている場合は、その範囲での相談になります。 相談時間は変更となる可能性があります。申し込み時にご確認ください。
- **吉** 青葉区役所広報相談係 1階 978 2221 978 2411

	相談	実施日	相談時間	相談員
法律相談 予約制	離婚、相続、契約、近隣関係など 法律問題全般	火·水曜	13:00~16:00 (25 分以内)	弁護士
交通事故相談	事故相談 示談の方法、保険金請求、賠償額 の計算など		9:00~12:00 13:00~16:00 (25分以内)	交通事故 相談員
行政相談	国、特殊法人など行政全般に対す る苦情・要望など	第3木曜	13:00 ~ 16:00 (25 分以内)	行政相談 委員
税務相談 予約制	国祝・県祝・巾柷全般		13:00~16:00 (25 分以内)	税理士
公証相談 予約制	相続、遺言、契約などの公正証書	第3木曜	13:00 ~ 15:00 (25 分以内)	公証人
司法書士相談	情務整理(140万円以下)、不動 産などの各種登記手続		13:00~16:00 (25分以内)	認定司法書士
行政書士相談 官公署提出書類や権利義務・事実 証明に関する書類(遺産分割協議 書、離婚協議書等含む)の作成に 関する相談		第2木曜	13:00 ~ 16:00 (25 分以内)	行政書士
民事調停相談 不動産、近隣、金銭などの民事に 関する相談		偶数月の 第3月曜	13:00~16:00 (25分以内)	民事調停 委員

介護保険外サービス

- 訪問理美容サービス
- 高齢者 紙おむつの給付
- あんしん電話
- 食事サービス

訪問理美容サービス

●自宅に理美容師が出張し、理美容サービス(調 髪・カット)を行います。





おおむね65歳以上の在宅高齢者で、障 害や病気等が理由で理容院や美容院に出 向くことが難しい方のうち、

- ①要介護認定で要介護4・5
- ②要支援1~要介護3の中で、福祉保健 センター長が特に必要であると認め た方



1回につき 2,000円 (年6回まで)

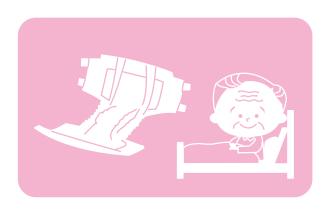
 \square 978 - 2449 \sim 2452



地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

高齢者 紙おむつの給付

▶在宅の要介護者に、紙おむつを給付します。



以下の2つの要件すべてに該当する方

- ①在宅で介護を受けていて、寝たきり または認知症の症状がある要介護4ま たは5、または要介護1~3で特に必 要と認められた方
- ②市民税非課税世帯・生活保護世帯の方
- ▶要介護4または5 1か月あたり8,000円(4単位)の 範囲内で利用
- ▶要介護1~3 1か月あたり 6,000円 (3単位)の 範囲内で利用



1単位 2,000 円を基準として、基準額の 費用 1割負担 (例:3 単位利用の場合 600円)

地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 $2978 - 2449 \sim 2452$

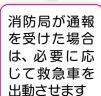
あんしん電話

■ ひとり暮らしの高齢者などを対象に、身体の 具合が急に悪くなる等の緊急事態が発生した場 合に備えて緊急通報装置を設置します。



ご利用者

本体の緊急ボタン、 またはペンダントの ボタンを押します



第1通報先

近隣の方、または 緊急受信センタ・

第2通報先

消防局 消防指令センター

第3通報先

親族、または 親しい知人



おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、ま たはそれに準ずる方で、緊急連絡網が必 要と認められる方(近所の協力者等の承 諾が必要です)。

緊急ボタンを押すと、第1通報先に通報 が入ります。第1通報先が利用者の状況 を確認し、必要時は第2通報先に通報し ます。その後、第1通報先が自宅に急行 し、住居管理者へ連絡します。

生計中心者の前年度の市民税額に応じて まれる。 費用 使用料助成が異なります。

地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

 $3978 - 2449 \sim 2452$

食事サービス

▶ 栄養バランスのとれた食事を訪問して直接お 渡しします。安否確認をあわせて行います。



ひとり暮らしまたは同居の家族が高齢、 疾病、障害のため調理が困難な場合で、 次のいずれかに該当する方

- ①要介護2以上の方
- ②要支援1,2または要介護1の方で認知 症があり食事確保が困難な方
- ③要支援1.2または要介護1の方で低栄 養状態のリスクが高く食事確保が困 難な方
- ④身体障害者手帳*をお持ちの方で、 心身の障害等の理由により食事確保 が困難な方
 - ※視覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、心 臓機能障害、呼吸機能障害、じん臓機能障 害で1級から3級の身体障害者手帳を持ってい

1日1食、週5日まで



1食上限 700 円。各事業者で利用料が異 費用 なります。治療食の場合、別途料金がか かる場合があります。

問

ケアマネジャーにご相談ください。 <ケアマネジャーがいない場合> 地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 \square 978 - 2449 \sim 2452

住まい

- 高齢者施設・住まいの相談センター
- 住まいの相談カウンター
- 横浜市居住支援協議会
- 高齢者住替え促進事業
- 公営住宅
- 高齢者向け優良賃貸住宅
- 有料老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- ケアハウス

高齢者施設・住まいの 相談センター

■ 高齢者の施設・住まいに関する総合相談窓口 です。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 グループホーム等について個別相談・情報提供を 行います。

問

高齢者施設・住まいの相談センター ※窓口相談が主になります。

予約優先、相談は1人50分です。

港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 14階

☎ 342 − 8866

9:00~17:00 (相談最終受付 16:00) (土日祝日を除く)

住まいの相談カウンター

▶ 建築相談・マンション管理相談・法律相談を 行います。リフォームをはじめ住宅に関する幅広 い相談に専門のスタッフがアドバイスを無料で行 います。

ハウスクエア横浜 (水曜定休・水曜が祝日の場合は営業) 住まいの相談カウンター \square 912 - 7482 $11:00 \sim 15:00$

横浜市居住支援協議会

▶相談員がお話を伺い、状況に応じて、住宅の 紹介、福祉相談窓口の紹介、居住支援サービス の紹介等を行います。



住まいの確保にお困りの方、オーナー・ 対象 不動産事業者、住まいの相談を受けた福 祉支援機関等

- ・住宅の紹介→セーフティネット住宅や公 的賃貸住宅を紹介します。
- ・福祉相談窓□の紹介→区役所や福祉 支援機関等の福祉相談窓口を紹介しま
- ・居住支援サービスの紹介→見守りサー ビスや家賃債務保証サービス等の居住 支援サービスを紹介します。
- 電話、FAX、ホームページにて受け付け 間 ^{電心・} ています。

横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 4 階

3451 - 7812

451 - 7813

https://yokohama-kyojushien.jp

受付時間: 10 時~ 17 時

(土日・祝日・年末年始を除く)

※相談は無料です。

高齢者住替え促進事業

▶高齢者の円滑な住替えを支援するため、相談員 による相談窓口を開設し、住替え等のアドバイス や高齢者向け住宅・施設の情報提供を行います。



横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター 「住まいるイント

☎ 451 - 7762 (年末年始休み)

公営住宅

▶市営住宅

横浜市営住宅には高齢者優遇制度があります。

↑↑ 対象

①特認B組:高齢者世帯

住宅に困窮している高齢者世帯のため に、市営住宅公募の際に、一般申込者 より当選率を優遇しています。

高齢者世帯とは、申込者が60歳以上の方で、次の(1)~(4)までのいずれかに該当する同居親族だけからなる世帯をいいます。

- (1) 配偶者
- (2) 60 歳以上の親族
- (3) 18 歳未満の親族
- (4) 身体障害者、精神障害者及び知 的障害者
- ② 単身者用住宅

一般の入居資格を有し、現在同居親族のいない 60 歳以上の方

申

<(1)②共通>

毎年4月、10月頃に実施。

「募集のしおり」、「申込書」 は青葉区役 所広報相談係、あざみ野駅行政サービス コーナー等で配布

常時募集については、直接お問い合わせ下さい。



横浜市住宅供給公社 市営住宅課

☎ 451 − 7777

▶県営住宅

神奈川県営住宅でも同様の高齢者優遇制度があります。募集時期は5月、11月の年2回です。青葉区役所広報相談係でパンフレットを配布しています。

問

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会 **☎** 201 − 3673

高齢者向け優良賃貸住宅

▶ 高齢者の方が安心して居住することができるように配慮した賃貸住宅です。

デバリアフリー仕様で緊急通報システム装置が整備された民間の賃貸住宅を、横浜市が公的住宅として認定しています。 一部、生活援助員の派遣などのサービスを行っている住宅もあります。 入居世帯の

一部、生活援助員の派遣などのサービスを行っている住宅もあります。入居世帯の収入に応じて、家賃の補助が受けられる場合があります。

申込者本人が60歳以上の単身、または対象配偶者と同居、または60歳以上の親族等と同居

入居者募集は不定期です。広報よこはまに掲載し、青葉区役所広報相談係・あざみ野行政サービスコーナー等で申込書を配布します。

問

住宅の管理業務者まで

- ●横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業課四 451-7766
- (株) ジェイエーアメニティーハウス 横浜南営業所 ☎ 435 - 9419
- ●システムハウジング(株)四742—1000
- ●丸西建物管理(株) ☎ 482-7866
- (株)パワーズアンリミテッド横浜支店☎ 439 0028
- ●(株)タスク 図 251 - 1510
- ●(株)東都 ☎324-3230
- 神奈川中央住宅(株)☎910-1000

有料老人ホーム

■民間が主体となって設置・運営しています。 入居一時金や月額利用料は施設によって異なりま す。以下の3つのタイプに分かれます。

介護付

介護等のサービスを提供する高齢者向けの居住 施設です。介護が必要となった場合には、有料 老人ホームが提供する介護サービスを利用しな がら生活します。

住宅型

生活支援等のサービスを提供する高齢者向け の居住施設です。介護が必要となった場合には、 訪問介護等のサービスを利用しながら生活でき ます。

軽費老人ホーム

▶60歳以上の方が家庭の事情等により、居宅に おいて生活することが困難な場合に、低額な料金 で利用できる施設です。



60歳以上の方で、身体機能の低下等に より自立した生活を営むことについて不 安があり、家族の事情等により家族の援 助を受けるのが困難な方。所得制限はあ りません。

直接施設へ 申

横浜市内の軽費老人ホーム

- ●上白根園 (旭区上白根2-64-20) **№** 954 − 2511
- ルンビニ合掌苑(青葉区みたけ台32-14) **№** 973 − 1737
- ベタニヤ・ホーム (戸塚区汲沢町1060) **№** 864 − 5933
- 東野園 (瀬谷区東野台26) **☎** 301 − 8133
- ●睦荘(瀬谷区阿久和東3-55-1) **☎** 362 − 1779

健康型

食事の提供その他日常生活上必要なサービス を提供する高齢者向けの居住施設です。介護 が必要になると、契約を解除して退去します。

問

直接施設へ

ホームの所在については 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階 ☎ 03-3548-1077(入居相談室) または、

福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

 \square 978 - 2449 \sim 2452

ケアハウス

▶ 原則として60歳以上の方で、自炊できない程 度の身体機能の低下がある方のための施設です。



原則60歳以上の方で自炊ができない程 対象 度の身体機能の低下があり、独立しての 生活が不安で家族の支援を受けるのが困 難な方。

> 夫婦入所の場合は、どちらか一方が60 歳以上。所得制限はありません。

申

直接施設へ

横浜市内のケアハウス

- グリーンヴィラ富士見(旭区南本宿町125-1) **☎** 352 − 1177
- シャローム桜山(旭区上川井町1988) 3922 - 7330
- ケアハウスメゾンヴェルト (緑区鴨居7-19-1) **☎** 935 − 6471
- フォーシーズンズヴィラそよかぜ (緑区三保町880) 3938 - 0127
- ●ケアハウスフォンス (泉区上飯田町2083-1) 3800 - 1800
- ケアハウスゆうあい(戸塚区川上町84-1) **№** 820 − 1200

生活のサポート

- 横浜市敬老特別乗車証(敬老パス)
- 濱ともカード
- 青葉ふれあい見守り事業

横浜市敬老特別乗車証(敬老パス)

▶ 高齢者の外出支援を目的として 70 歳以上の 市民の方に、ご希望により敬老パスを交付しています。

サ

市内の乗合バス、市営地下鉄、金沢シー サイドラインが利用できます。

¥ 費用

所得に応じた負担があります。

申

福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢・障害事務係 四 978 - 2444

濱ともカード

●65歳以上の市民の方に、ご本人の申請により 交付しています。



演ともカードを市内の施設や協賛店で提示すると商品や入場料の割引などが受けられます。

間 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢・障害事務係 ■ 978 – 2444

青葉ふれあい見守り事業

▶ 青葉区内のひとり暮らし高齢者等の方を対象 に、定期訪問・電話等の見守り活動を行います。

↑↑ 対象 おおむね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者 等の方を対象に、定期訪問・電話等の見 守り活動を行います。

- お住まいの地区を担当する民生委員を中心とし、保健活動推進員や友愛活動員、ボランティア等と連携し、月1回程度対象者のご自宅を訪問または電話等により日頃の様子などを伺います。また、必要があれば区役所や地域包括支援センターなどに連絡し情報提供します。
- ま住まいの地区を担当する民生委員にご 連絡ください。
- 問 福祉保健センター福祉保健課 事業企画担当 ☎ 978 - 2436

●「あおば災害ネット」のご案内

災害発生時に一人では避難が困難な高齢者・障害者(要援護者)の安否確認や避難誘導などが、 近隣の助け合いにより行なえるよう、あらかじめ 要援護者の情報を登録し、地域がその情報を共 有するためのシステムです。

お申し込み

お住まいの地域の担当民生委員へ

区役所のお問い合わせ先

- ・担当民生委員がおわかりにならないときは →福祉保健課 運営企画係
 - **☎** 978 − 2433
- ・防災拠点や防災のことは
 - →総務課 庶務係 (危機管理担当)
 - **☎** 978 − 2213
- ・福祉、介護サービスに関することは
 - →高齢・障害支援課 高齢・障害事務係
 - **№** 978 − 2444

認知症

- 認知症の相談窓□
- ●もの忘れ相談
- 認知症初期集中支援チーム
- 青葉区認知症高齢者安心ネットワーク 認知症高齢者等見守りシール事業
- 介護者のつどい
- 認知症カフェ
- 認知症サポーター養成講座

認知症の取り組みについての詳細はこちら



認知症の相談窓口

■認知症は「早期発見・早期治療」とともに「一人で悩まない・抱え込まない」ことが大切です。早期に対応することによって、症状の改善や介護者の負担軽減などにもつながります。認知症について少しでも気になることがあれば、お早めにご相談ください。

■ 区役所(高齢・障害支援課)

区役所の高齢・障害支援課に相談窓口 (区役所 2 階 34番) があります。(2 頁参照)

■ 地域包括支援センター

地域の身近な相談窓口です。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターがあります。($2\sim5$ 頁参照)

■ 認知症コールセンター

認知症の方やそのご家族等からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた様々な支援を電話相談により行います。相談内容により、支援機関等へつながるよう情報を提供します。

コールセンター名	電話番号	受付時間など
よこはま認知症コールセンター	045-662-7833	火・木・金曜日 10 時~16 時 ※祝日を含む、年末年始を除く
かながわ認知症コールセンター	0570 -0 -78674	月・水曜日 10 時~20 時 土曜日 10 時~16 時 ※祝日を含む、年末年始を除く
若年性認知症コールセンター (65 歳未満の方の疑問や悩みはこちらへ)	0800-100-2707	月~土曜日 10 時~ 15 時 ※祝日·年末年始を除く

■ 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症に関する総合的な相談窓口です。医療・就労・さまざまな制度やサービス・生活上の困り事等の相談ができます。

相談窓□	住所/電話番号	受付時間
横浜市総合保健医療センター診療所 総合相談室	横浜市港北区鳥山町 1735 045-475-0105 (直通)	月~金曜日 9時~16時
横浜総合病院 若年性認知症相談窓口	横浜市青葉区鉄町2201 - 5 045-903-7106(直通)	月〜金曜日 9時〜17時 ※祝日·年末年始を除く

■ 認知症疾患医療センター

認知症の専門医療機関のひとつです。横浜市には9か所の認知症疾患医療センターがあり、青葉区には1か所あります。電話や面談(要予約)による相談に対応しています。まずはお電話でご相談ください。

病院名	住所/電話番号	受付時間
横浜総合病院 地域医療総合支援センター	横浜市青葉区鉄町2201 - 5 045-903-7106 (直通)	月~金曜日 9時~17時 ※祝日·年末年始を除く

もの忘れ相談

■「最近物忘れが増えた」「どこに受診したらよ いか分からない!「対応方法に助言がほしい! などの相談に対し、専門医等が相談に応じます。 ご家族のみの相談や、必要に応じて訪問も行い ます。診断の場ではありませんが、専門家と相 談できる場です。



本人、家族、支援者の方



無料



原則第1水曜日 午後(45分)予約制

まずは、電話もしくは窓口でご相談くだ さい。事前に状況をお伺いします。 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

 \square 978 - 2449 \sim 2452

認知症初期集中支援チーム

●自宅を訪問して、ご本人や家族に早期に関わ るチームです。認知症に関する情報提供、医療 機関への受診や介護サービスの利用につなげま す。



)在宅で生活している 40 歳以上の人のうち 対象 認知症が疑われる人や認知症の人で、①

- ②のいずれかに該当する方
- 医療・介護サービスを受けていない人、 または中断している人
- ② 医療・介護サービスは受けてはいるが、 認知症による症状が強く、対応に困っ ている人



無料



- お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
- 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 \square 978 - 2449 \sim 2452

青葉区認知症高齢者安心ネットワーク 認知症高齢者等見守りシール事業

認知症の方が行方不明になったときに、でき るだけ早く発見・保護できるようにするため、事 前に警察等の関係機関にご本人について情報を 提供するシステムです。

認知症高齢者安心ネットワークに登録された方 で、神奈川県警への情報登録の提供に同意して おり、迎えに行く家族等がいる方には、行方不 明になった認知症高齢者の方が早期にご自宅に 戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定 できる QR コードタイプの 「見守りシール」 を 配布します。



青葉区にお住いの40歳以上で認知症など により行方不明になる可能性のある方

問

青葉区高齢・障害支援課 高齢者支援担当 \square 978—2449 \sim 2452

介護者のつどい

♪介護に関する情報交換や学習会を通して、介護者が集う場です。介護方法等で困っていることを抱え込まず、同じ悩みを抱えている方・経験した方で交流する場となっています。

介護者の集い MAP(ご案内)は、地域包括支援センター、区高齢・障害支援課で配布しています。

問

介護者サポート「ほっと青葉」 (青葉区社会福祉協議会内)受付:第4火曜日(12月を除く)13時~15時

※12月は第3火曜日

- 972 8836
- 認知症の人と家族の会 神奈川県支部 受付:月・水・金 10 時~16 時25 548-8061
 - ※若年性認知症 (64 歳までに発症した認 知症) のつどいも開催しています。)
- お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
- 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当
 - \square 978 2449 \sim 2452

認知症カフェ

■認知症の人や家族、地域住民、専門職等、誰もが気軽に集うことができ、認知症について相談したり、互いに理解を深めることができる場です。認知症カフェ MAP (ご案内)は、地域包括支援センター、区高齢・障害支援課で配布しています。

問

- お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
- ■福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

 $2978 - 2449 \sim 2452$

認知症サポーター養成講座

■認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守ることができるようになることを目的とした講座です。学校や事業所、地域住民向けなどさまざまな場所に出張し、キャラバン・メイトと呼ばれる講師を中心に講座を行っています。



- お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
- 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

 $3978 - 2449 \sim 2452$

オレンジガイドとは、「認知症かな」と感じた時や認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなど役立つヒントを まとめたものです。

どの時期にどのような支援が必要になるのか、大まかな目安として一覧で みられるようになっています。

地域包括支援センター、区高齢・障害支援課で配布しています。

「今までと様子が違う」と感じた時は、ためらわず、まずはご相談ください。



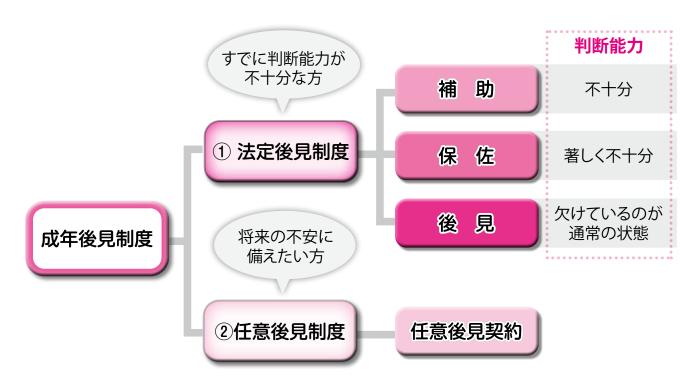
高齢者の権利擁護

- 成年後見制度
- 青葉区社協あんしんセンター
- ライフ 100 BOOK
- 青葉区版エンディングノート
- もしも手帳

成年後見制度

▶成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つの類型からなる<u>①法定後見制度</u>と、あらかじめ本人が後見人になる人を決めておく、②任意後見制度があります。



① 法定後見制度

- 判断能力が低下し、ご自身で契約することができなくなった方々に代わって、後見人等は預貯金、年金の管理、保険料の支払いなどの財産の管理や福祉サービスの契約、入所時、入院時の契約などの法律行為を行います。
- 後見人等には、類型により内容が異なりますが、法的権限として同意権・取消権(後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消にする権限)や代理権(後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限)が与えられます。

② 任意後見制度

- ●ご自分の判断能力が低下した時に備えて、 「支援してもらいたいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「任意後見契約書」により契約で決めておきます。
- ●将来的に、判断能力が減退した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任される と任意後見人の仕事が始まり、希望して いた支援を受けることができます。

●●●●●●●●● 成年後見制度 利用の流れ ●●●●●●●●

①法定後見制度

認知症・精神障害等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスなどの契約が一人ではできない

② 任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、公 証役場で公正証書を作成し、任意後見人 と契約を結ぶ



判断能力が不十分になったとき

申立て(家庭裁判所)

申立てに必要なもの

申立書、戸籍謄本、住民票、本人の登記されていないことの証明書、診断書、財産目録など

補助・保佐・後見開始の申立て

【申立人】本人、配偶者、4親等内 親族、市区町村長等

任意後見監督人選任の申立て

【申立人】本人、配偶者、4親等内 親族、任意後見人等

審判手続き(家庭裁判所)

家庭裁判所の調査官が本人の状況を調査します。必要に応じ、家事審判官(裁判官)が直接 事情を尋ねます。本人の判断能力について鑑定が行われることがあります。

審判 (家庭裁判所)

補助人・保佐人・成年後見人・任意後見監督人等の選任

支援の開始

- ●申立て、審判手続きには、実費相当の費用がかかります。
- ●判断能力のあるうちに、自分の信頼できる後見人を選んで任意後見契約を結んでおけば、 認知症になったとき、財産管理などをしてもらえます。
- 横浜家庭裁判所 🖪 345-8001 (申立受付 ※窓口受付は予約制)

横浜生活あんしんセンター ☎ 201-2009

福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 **四**978-2449 ~ 2452 地域包括支援センター

公証役場(任意後見制度について)市内7か所 横浜市

横浜市 公証役場

検索

青葉区社協あんしんセンター

▶ 高齢の方や障害のある方の財産や権利を守り、 安心して日常生活が送れるよう支援しています。 日常生活自立支援事業にもとづきます。

【福祉サービス利用援助、定期訪問、金銭管理サービス】

サ

- ①定期的な訪問
- ②福祉サービスの利用案内と手続き援助
- ③預貯金の出納代理・代行

【財産関係書類等預かりサービス】

紛失や盗難から財産を守るため、通帳・証書 等を預かり、あんしんセンターが契約してい る金融機関の貸金庫に保管します。

- ※定期性の預貯金等の資産運用・管理は行いません。
- ①お預かりできるもの 預貯金(定期・定額)の通帳、有価証券、 証書(保険証書・不動産権利証書・契約書等)
- ②お預かりできないもの 宝石・貴金属・書画・骨董など
- 青葉区社協あんしんセンター 青葉区市ケ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」内 ☎ 972-8836 ☎ 972-7519

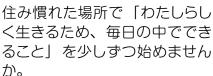


9:00~17:00 (土日、祝日を除く)

ライフ 100 BOOK

▶人生 100 年と言われてもイメージが持てない。 「自分らしく」ってどうすれば? そんな風に感じていらっしゃる方向けに、作成しました。

老後の生活も含めた、これから の見通しや、毎日の中でできる ちょっとしたリストを掲載してい ます。





charma yangga nanggulangan manggalangga nanggalangga mangga manggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggalanggal

配付先

- 福祉保健センター 高齢・障害支援課 2階34番窓□
- 地域ケアプラザ



青葉区版エンディングノート

▶青葉区版エンディングノート「わたしノート」は、 どのように年齢を重ねてきたのか振り返りつつ、

これからの人生をどのように生き ていきたいか考えるきっかけにし ていただくために作成しました。 また、もしものことがあった時に 家族にご自身の意思を伝えてい ただくために必要なこともまとめ ています。



配付先

説明をした後にお渡ししています。

- ●福祉保健センター高齢・障害支援課 2階34番窓□
- 地域ケアプラザ
- 青葉区社会福祉協議会

ノートの書き方動画はこちら



もしも手帳

■もしも手帳は、簡単な3つの質問に答えることで、もしものときにどのような医療やケアを望むかを前もって話し合い、あなたの思いを伝えるための手帳です。お薬手帳や診察券が入るカバー付きです。



配付先

- 福祉保健センター高齢・障害支援課 2階34番窓口
- 地域ケアプラザ
- 在宅医療連携拠点(在宅医療相談室)
- ●一部の市内薬局、病院、診療所等

「もしも手帳の使い方」の動画はこちら



各種減免

- おむつ代の医療費控除
- 介護サービスの医療費控除
- 所得税の障害者控除
- ●市民税の障害者控除
- 粗大ごみ処理手数料の減免
- ごみの持ち出し収集
- 水道料金・下水道料金の減免

おむつ代の医療費控除



↑↑ 傷病によりおおむね6か月以上寝たきり 対象 で医師の治療を受けている場合で、おむ つを使う必要があると認められるときのお むつ代で一定のもの。

●申告に必要な書類●

- ①対象となるおむつ代の支出を証する領収書等
- ②医師が発行した「おむつ使用証明書」

この医療費控除を受けることが2年目以降で、要介 護認定を受け一定の条件を満たしている方は、福祉 保健センター高齢・障害支援課より「確認書」を 交付されることで、おむつ使用証明書の代わりに出 来ます。確認書の交付については事前にお問合せく ださい。おむつ使用証明書の書式は、区役所税務課、 高齢・障害支援課にあります。詳しくは国税庁 HP (http://www.nta.go.jp/) を参照していただくか 下記までお問い合わせください。

問

緑税務署 四972-7771 福祉保健センター高齢・障害支援課 介護保険担当 2479 高齢・障害事務係 🖸 978 - 2445

介護サービスの医療費控除

▶本人及び生計を一にする配偶者その他の親族 のために支払った医療費(保険金などで補填され る金額を差し引きます。)が、1 年間に10 万円 または所得金額の5%(どちらか少ない額)を超 える場合、確定申告により医療費控除として所得 から差し引くことができます。介護保険で利用し ている介護にかかる自己負担額についても医療費 控除の対象として認められるものがあります。

●対象となるサービス●

- ① 医療系のサービス (訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療 養管理指導・通所リハビリテーション・短期 入所療養介護)
- ② ①のサービスと併用して利用する在宅介護 サービス (訪問介護の一部・訪問入浴介護・通所介護・ 短期入所生活介護)
- ③ 施設サービスの対価についての取扱い
 - イ. 指定介護老人福祉施設・地域密着型介護 老人福祉施設サービスの対価(介護費、 食費及び居住費) として支払った額の 1/2 相当額
 - □.介護老人保健施設·指定介護療養型医療施 設施設サービスの対価(介護費、食費) ※いずれも介護予防サービスを含みます。

●申告方法●

申告にあたっては領収書が必要となります。医療 費控除の対象となる条件等はサービス利用状況等 に応じて細かく規定されています。詳しくは国税 庁 HP (http://www.nta.go.jp/) を参照してい ただくか、下記の税務署にお問い合わせください。

緑税務署 \odot 972 - 7771

25

所得税の障害者控除

● 納税者本人及び控除対象配偶者または扶養親族が障害者であるときは、所得税の障害者控除の適用の対象となります。なお、年齢 65 歳以上で、以下の表の①~⑤いずれかに該当し、福祉保健センター長が認定「障害者控除対象者認定書」が発行された方は障害者控除の対象となります。

区分	対 象	控除額
障害者	 身体障害者(3~6級) に準ずる方 知的障害者(軽度・中度) に準ずる方 	所得金額から 27 万円
特別障害者	③ 身体障害者 (1~2級) に準ずる方④ 知的障害者 (重度)に準ずる方⑤ 6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	所得金額から 40 万円

※控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合の控除額は75万円です。

詳しくは国税庁 HP(http://www.nta.go.jp/)を参照していただくか、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

問

●申告窓□●

緑税務署 四972 - 7771 (ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係)

認定について●福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢・障害事務係978 - 2445

市民税の障害者控除

●市民税・県民税の納税義務者本人または、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢65歳以上で、以下の表の①~⑤いずれかに該当し、福祉保健センター長が認定「障害者控除対象者認定書」が発行された方は、市民税・県民税の障害者控除の対象となります。

区分	対 象	控除額	
障害者	 身体障害者(3~6級) に準ずる方 知的障害者(軽度・中度) に準ずる方 	がる方 所得金額から 章害者 (軽度・中度) 26 万円	
特別障害者	③ 身体障害者 (1~2級) に準ずる方④ 知的障害者 (重度) に準ずる方⑤ 6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	所得金額から 30 万円	

※ 控除対象となる配偶者や扶養家族が、同居特別 障害者の場合は、53万円が控除されます。 詳しくは区役所へお問い合わせください。

問

申告窓□

青葉区役所税務課市民税担当

2978 - 2241~2243 (ただし、市民税・県民税を給与から源泉徴収されている場合は、年末調整の時期に勤務先の給与担当係へ。)

認定について● 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢・障害事務係978-2445

粗大ごみ処理手数料の減免

次のいずれかに該当する場合

- ① 1・2 級の身体障害者手帳を持っている 方がいる世帯
- ② A1·A2 の愛の手帳 (療育手帳) を持つ ている方がいる世帯
- ③ 3級の身体障害者手帳を持っていて B1 の愛の手帳(療育手帳)を持っている 方がいる世帯
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ ている方がいる世帯
- ⑤ 要介護認定 (要介護 4・5) を受けて いる65歳以上がいる世帯
- ⑥ 粗大ごみを自己搬出することが困難な ひとり暮らしの 70 歳以上の方
- ⑦ 牛活保護世帯
- ⑧ 特定中国残留邦人世帯
- ⑨ 福祉医療証の交付を受けているひとり 親世帯
- 年間 4 個 (4 月~翌年3月まで)まで粗大 ごみの処理手数料を免除します。
- 粗大ごみ受付センター $\square 0570 - 200 - 530$ 携帯・IP 電話 045-330-3953
 - ※粗大ごみの申込みの際に減免の対象である ことを申し出てください。このとき手帳番 号等を確認させていただきます。
- 問 資源循環局青葉事務所 ☎ 975-0025

ごみの持ち出し収集



次のいずれかに該当し、ご家族や身近な 人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積 場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出 すことができないひとり暮らしの方。なお、 同居者がいる場合でも、同居者が高齢者 や年少者などで、家庭ごみを集積場所(粗 大ごみは指定場所)まで持ち出す事がで きない場合は、対象となります。

- ① 身体障害者手帳を交付されている方
- ② 愛の手帳 (療育手帳)を交付されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されて いる方
- ④ 介護保険の要介護(要支援) 認定を受 けている方
- ⑤ ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方
- ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務 所長が認めた方 (粗大ごみのみ)
- 対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ご みを収集します。粗大ごみは敷地内、ま たは屋内まで入り収集します。
 - ※お申し込みの際は市職員・介護者・対象者 で面談を行い、必要な情報などを確認させ ていただきます。
 - ※一定期間ごみが排出されていない場合等 に、安否確認のため、インターホン等で声 をかけさせていただくことがあります。

資源循環局青葉事務所 □ 975-0025

水道料金・下水道料金の減免

在宅でいずれかの方がいる世帯。

- ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 知能指数 35 以下の方
- ③ 1級の精神障害者手帳をお持ちの方
- ④ 重複障害者の方 (身障3級、知能指数75以下、精神障 害2級のうち2つ以上に該当する方。 2人で要件を満たす場合も含みます。)
- ⑤ 要介護 4 または 5 の方

水道料金基本料金相当額(2か月あたり 1,738円) 及び下水道使用料基本額相当 額(2か月あたり1,386円)が減免され ます。

水道局お客様サービスセンター **№** 847 − 6262

7	

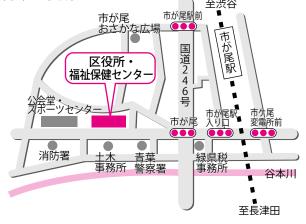
青葉区役所 福祉保健センター ● 高齢者の生活に関連する部署のみ掲載 ●

窓口		名	称	主な業務内容
	34	高齢·障害支援課 ■ 978-2427	高齢・障害事務係 ☎ 978-2444	高齢者及び障害者に関する相談·案内、指定難病などの申請、敬老特別乗車証等の交付、老人クラブ
	34		高齢者支援担当 图 978-2449	要援護高齢者サービス、介護予防事業、訪問指導、中途障害者支援
	32		介護保険担当 图 978-2478	介護保険認定
区役	34		障害者支援担当 ☎ 978-2453	身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神保健福祉、 難病患者支援、公害健康被害者支援
(所 2 階	27		保険係(給付) 图 978-2337	高額療養費、重度障害者等の医療費援助、入院時食 事代、後期高齢者医療制度、国民健康保険·介護保険 の給付
	28	保険年金課 ■ 978-2417	保険係 (資格·賦課) ② 978-2335	国民健康保険·介護保険への加入·喪失の届出、国民 健康保険料·介護保険料の仕組みや決め方、葬祭費
	29		保険係(収納) 图 978-2430	国民健康保険料の納付・相談、介護保険料の納付
	30		国民年金係 图 978 - 2331	国民年金の手続き・相談、福祉年金の諸届
	65	生活支援課 ■ 978-2416	生活支援係 图 978-2446	生活保護の相談・申請、生活困窮者支援
区役所係3階	64	福祉保健課 ■ 978-2419	運営企画係 图 978-2433	民生委員·児童委員、保健活動推進員
	64		事業企画担当 图 978-2436	地域福祉保健計画、地域ケアプラザ等の運営・管理
	63		健康づくり係 四 978-2438	結核·感染症対策、予防接種、生活習慣病予防、 がん検診、栄養改善・健康推進、歯科保健

● 青葉区役所 代表 ▶ 2 978 - 2323

978 - 2411





横浜市コールセンター

● 市政全般のお問合せ ●

☎ 664 − 2525 **☎** 664 − 2828

午前8時~午後9時 土・日・祝日も利用できます。

あおば高齢者福祉保健サービスガイド 今和5年12月

